


行政書士とちぎ



2024. **4**
No.568

 栃木県行政書士会



行政書士 とちぎ

2024年

4月号

CONTENTS

- 1 目次
- 2 栃木県行政書士会の動き
 - 2 ○外国人による会社設立研修会
 - 3 ○登録事前相談会
- 3 申請取次行政書士の動向
 - 4 ○実務倫理研修会
 - 5 ○国際業務研修会「非正規滞在に関する諸手続」
 - 5 ○ものづくり補助金の活用と経営支援研修会
 - 6 ○新入会員向け研修会
- 7 デジタルシフト入門
- 8 支部だより
- 9 栃木県行政書士会カレンダー（5月）
- 10 業務関連情報
- 11 おじゃましま～す！
- 12 支局かわら版（芳賀）
- 13 研修会のお知らせ
- 16 会員の動き

No. 568

今月の表紙

湖畔の桜（撮影地：日光市中禅寺湖）

高齋 吉明様

写真提供

美録会

（ 栃木県シルバー大学校中央校
写真クラブOB会 ）





外国人による会社設立研修会



3月6日(水) 14時00分から、宇都宮市文化会館3階第1会議室において、第4回中小企業支援部会研修会が開催されました。講師は、行政書士法人宇都宮国際法務事務所代表の宇賀神英巳会員が担当し、「外国人の会社設立～今日から使える実践編～」をテーマに41名の参加者がありました。

自己紹介・事務所紹介から始まり、前提条件の確認、設立における外国人特有の注意点と続き、肝心となる外国人の会社設立、攻略フローチャートと在留資格「経営・管理」の概要の説明があり、途中で何回か質疑応答がありました。

前提条件の確認では、外国人とは、入管法上の定義では「日本の国籍を有しない者」をいう。また、在留資格とは、「日本に在留する外国人が持っている資格」で、活動資格と居住資格がある。とのことでした。さらに、会社設立の流れについての簡単な説明がありました。

次の設立における外国人特有の注意点では、
①会社名・会社名の読み方が英語読みと本人の読み方が違う場合がある。・やたらに長い、読

みにくい、難しい英語で何て読むか分からない会社名は、会社経営に支障が出る場合がある。

②役員の名前・アルファベットは使えない。漢字・カタカナの表記のみ。・本人からの口頭の聞き取りは間違いが起きやすい。

③出資の払い込みを証する書面について

④署名証明(サイン証明) 契印の方法はいろいろあるが、私は日本と同じように割サインをもらうようにしている。

⑤その他・手続きの途中で勝手に住所を変えてしまう。・報酬の話は、ハッキリと事前に言うようにする。・日本人以外は自己主張が強いので吞まれないように。・永住許可申請に影響する場合がある。

などの説明がありました。

次に、攻略フローチャートの詳細な説明がありました。①住所地はどこか。②在留資格は何か。③外国人が日本で経営を行うか。について、このフローチャートを使えばどんな設立が必要なのかが判断できる、とのことでした。

最後に、在留資格「経営・管理」の概要についての話がありました。その中で特に重要なのは、経営・管理への変更申請がある場合は、会社設立前に綿密な打ち合わせが必要とのことでした。途中の質疑応答では、いくつかの質問が出され、講師から丁寧な回答がありました。

今回の研修会では、外国人の会社設立に携わったことのない方が多かったので、大変参考になったのではないかと思います。

(中小企業支援部 桐生雅弘)

令和6年度「栃木県行政書士会定期総会」「栃木県行政書士政治連盟定期大会」開催のお知らせ

日時：令和6年5月17日(金)
午後2:00～ 定期総会
午後4:00～ 定期大会
午後5:00～ 懇親会

場所：『ホテルニューイタヤ』天平の間
宇都宮市大通り2-4-6

☎028-635-5511

※開催通知、資料、出欠回答はがき等は4月26日頃に発送予定です。



登録事前相談会



3月6日（水）11時00分から、行政書士会館2階の会議室において、登録事前相談会を開催しました。これは、毎年行政書士試験の合格発表後の3月に開いており、今年の参加者は10名でした。

まず、10時から事務局による登録のための説明があり、11時から総務部主催の相談会となりました。回答する役員は江藤副部长、室賀理事と中三川の3人が出席しました。

初めに、役員がそれぞれの行政書士開業当時から振り返りながら自己紹介をしました。続いて質疑応答に移ると行政書士試験と行政書士実務は内容が大きく異なるためか、参加者から次々と熱心な質問を受けました。

「営業はどのようにするのか」、「ホームページなどは作っているか」、「実務を身につけるにはどうしたらよいか」、「成年後見についてはどのようにやっていくのか」、「他士業との交流の機会はあるのか」さらに「社労士との兼業で適した行政書士業務はどのようなものが考えられるか」、「業際に関する住み分けをどのように判断するのか」などでした。

行政書士は、許認可業務が最大の業務であると考えられますが、それ以外でも他の法律で規制されていない業務に行政書士が出来るものがあるため、多岐にわたっていることから明確に範囲を特定することの難しさがあると思います。

また、デジタル化の推進により業務への影響も懸念されることです。しかしながら、「国民の権利利益に資する」という行政書士の使命を思えば、その業務は今後より重要になってくると思います。行政の業務の種類が増え、手続きが複雑になればそれも行政書士業務受任のチャンスになると考えます。

新しく合格された皆様は特にその変化にも十分対応しうることと考えます。今後の行政書士業務が発展していくためにも、登録をして活躍されることを期待しております。

（総務部 中三川浩志）



栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（3月）	0名
更新申出（3月）	4名
転入による増加（3月）	1名
申請取次行政書士（3月末現在）	161名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ【会員専用】ページ各種申請様式—申請取次行政書士—申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）

次の予約締切日：4月30日（火） 受付日：5月8日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

（更新手続きは有効期限の2ヶ月前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和6年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表は「日本行政3月号」で案内があります。申出に関する特例措置等については、日行連HP会員向けサイト「連con」に掲載されております。

実務倫理研修会

3月7日（木）午後2時から「行政書士の業務における委任の実務と人権への配慮」をテーマとして、本会実務倫理研修規則に基づく「実務倫理研修会」が栃木県教育会館5階小ホールで開催されました。

講師には当会顧問弁護士の伊藤幹哲（いとうまさのり）様をお招きして、研修会には16名の会員が参加しました。今回の研修会では特に集客・受任、行政書士業務の遂行、業務終了後までの各段階の実務上の留意点とあわせて人権の尊重について、幅広く学ぶことができました。

研修では、まず委任契約についての基本的な解説が行われ、善管注意義務について詳しい説明がありました。善管注意義務違反に関して「プロとして不適切」なケースの事例として、行政書士が「就労ビザが取れるよ」と説明して受任した事案における裁判例が取り上げられました。

続いて、報告義務について、許認可等について調査した結果を速やかに依頼者へ報告するなど、必要に応じて業務進行や重要な事項については依頼者と協議、説明を行うことが求められ、業務終了後は、たとえ依頼者にとってネガティブな結果だったとしても遅滞なく依頼者に報告することが重要との指摘がありました。

さらに、引き渡し義務についても触れられ、業務終了後は、依頼者に対して成果物を引き渡し、書類等を返還すること、特に金銭や重要な書類については、注意深く取り扱う必要がある点が強調されました。

不当な勧誘に関する問題にも焦点が当てられました。行政書士は適切な広告や誘致活動を行うことが求められます（行政書士倫理 第7条 不当誘致等の禁止）。具体的には、不特定の探偵社に対して、内容証明郵便の作成や住民票の取得等を行う旨のFAX広告を行った事例についての話がありました。

また、依頼を受けた行政書士は、正式な委任（又は準委任）契約締結の前の段階であっても、依頼者に対して行政法等に基づく許認可等に係る適切な助言や説明を行う信義則上の義務を負担しているという裁判例の解説が印象に残りました。

その他、行政書士法違反・戸籍法違反の問題や行政書士会への会費の不払い、事務所移転の際の無届けの問題、ハラスメントやDV、誹謗中傷の



問題など多岐にわたる説明が行われました。

研修会の結論として、行政書士法の目的である「国民の権利利益の実現に資する」ためには、行政書士が業務を遂行する際に法的義務を遵守するとともに、依頼者だけでなく関係者すべての人権に配慮し、適切なアドバイスやサポートを提供することや本人確認など「当たり前のことをやっていないとどの士業でも問題となる」との見解が述べられました。

研修後には、質疑応答の時間が設けられ、参加者からは具体的な事例を踏まえた質問が数多く寄せられ活発なディスカッションが行われました。

今回の研修を通じて得られた知見を活かし、より高い倫理観を持ち、より適切な行政書士業務が行えるよう努めていきたいという意識と責任が参加者全員で共有できたものと推察されます。講師となっていた伊藤幹哲弁護士に心より感謝を申し上げます。

行政書士倫理第6条には「業務の公正保持」の規定がありますが、近年は、DE&I (Diversity, Equity&Inclusion) 多様性・公平性・包括性の尊重や推進が重要視されています。持続可能 (Sustainable) な行政書士事務所の経営や行政書士会の運営を行う上での原理原則は、倫理や公正、DE&Iに求められるものと思われます。今後も、プロフェッション (Profession) である行政書士としての倫理観を持ち、国民の信頼に応えるため、定期的な実務倫理研修会の実施による情報共有などを通じて、行政書士業務の向上に努めていくことが重要であると考えます。

(総務部 青木裕一)

国際業務研修会「非正規滞在に関する諸手続」



3月12日（火）、栃木県教育会館において国際業務研修会が開催され、35名の会員が参加しました。

今回は、栃木県弁護士会・山下雄大弁護士を講師に迎えて「非正規滞在に関する諸手続」と題して、在留特別許可等の非正規滞在者への対応を学びました。

令和5年入管法改正の概要、及び、先日改訂されたばかりの「在留特別許可に係るガイドライン」を含め、退去強制手続の流れ、そこでの専門職としての関わりについて丁寧な解説がされました。

また、非正規滞在者が受けることのできる社会保障、勾留された人への対応など、入管業務を行う者にとって重要な課題も挙げられました。

非正規滞在者に係る手続についてはこれまで改めて研修を行ったことがなく、特に新入会員には聞きなれない語句もたくさんあったと思われませんが、研修参加者は熱心に講義に聞き入り、熱のある研修会となりました。

（国際部 山田和彦）

ものづくり補助金の活用と経営支援研修会

3月19日（火）13時30分から、栃木県行政書士会館2階会議室において、第5回中小企業支援部会研修会が開催されました。栃木県よろず支援拠点コーディネーターで中小企業診断士の乾泰夫様から「ものづくり補助金の活用と経営支援」というテーマでご講話を頂きました。年度末の忙しい時期にも関わらず26名の参加があり、最後まで熱心に研修できました。

自己紹介から始まり、補助金の概要についての話がありました。「補助金申請書」は、「事業計画書」そのものと言えるそうです。ものづくり・商業・サービス補助金の採択率は、最近では50%くらいになっている、とのことでした。

次に、ものづくり等補助金についての具体的な説明がありました。事業の目的は、サービスの開発・生産プロセス等の省力化・生産性を向上させるための設備投資等を支援することになっているとのことでした。その他の補助金として、小規模事業者持続化補助金・事業再構築補助金があるそうです。

次に、ものづくり・商業・サービス補助金事務局（全国中小企業団体中央会）の「公募要領」についての詳細な説明がありました。その中で、特に事業計画書の審査については、各項目で4つの質問があるので、それに対して的確な答えが書かれているか、が重要なポイントとなるという話



がありました。

最後に、事業計画書の作成支援として、どのように申請書を作成したらよいか相談したい方に対する講師本人のやり方の紹介がありました。

①事業全体の俯瞰 ②補助金を使って何をやる ③目標 の3点をはっきりさせることが重要になるそうです。

まとめとして、計画書作成は簡単ではないが、経営者が事業を見直す良い機会になる。また、ヒアリングをしながら策定支援をすることは根気のいることだが、企業と行政書士等との信頼関係を築くことにも繋がる、という話がありました。

参加者は補助金申請に携わったことがない方が多かったようです。今後の補助金申請業務に関わる上で大変参考になったのではないかと思います。

（中小企業支援部 桐生雅弘）

新入会員向け研修会



3月27日(水)午後1時30分から栃木県教育会館・小ホールにおいて、総務部主催の新入会員を主な対象とした「行政書士の取扱い業務」についての研修会が開催されました。本年も前年と同様に実務的な内容のみを集中的に短時間で対面形式で開催し、昨年度を上回る30名の会員の参加がありました。

安野光宣会長より、あいさつ及び業務受任時の諸注意として特に職務上請求書の注意点等の説明から始まりました。続いて、多岐にわたる行政書士の取扱い業務のうち、次のように業務関連6部のそれぞれの分掌に応じて、各講師から実務経験を踏まえた各種の業務の具体例について概略の説明が行われました。各部長の説明に、それぞれ人柄が出て、興味深く聞くことができました。

各部の説明は、以下の通りです。

- ①土地利用関係業務
(土地利用開発部長 佐藤栄一)
- ②運輸交通・警察関係業務
(運輸交通風営部長 相山有美)
- ③国際関係業務
(国際部長 深見 史)
- ④中小企業支援業務および法人設立関係業務
(中小企業支援部長 長竹基行)
- ⑤建設業・環境関係業務等
(建設環境部長 井上尉央)
- ⑥権利義務または事実証明に関する書類作成等業務
(市民法務部長 小平磨弓)

質疑応答では、業務の内容に係る質問から受注の仕方、果ては営業の仕方まで数多くの質問が寄せられました。

営業に対する質問については、各部長が自身の経験を踏まえ、懇切丁寧に回答をする姿が印象的でした。自分の強みを生かし、強みを展開することの説明がありました。また、料金で営業を図る事の危険性についても説明がありました。これらは、受講者に響いたと思います。

職務上請求書に使い方に関する質問についても会の体制を含め、真摯に対応すべきである旨説明されていました。また、ガイドラインに沿って正しく使うことがなにより大切であることも理解されたと思います。



質問に多くの時間が割り当てられ、充実した研修会となりました。その後も受講者は会場に残り名刺を交換しながら、自己紹介など会話が弾みなかなか散会しない様子。本研修会は、同時期に入学した者同士の親交を深める機会といった面も見せていただきました。参加した受講者には、有意義な研修になったと思います。

(総務部 室賀芳明)

「職務上請求書取扱説明書(日行連)」をよく読んで適正に使用しましょう

日行連の連 con、当会の会員専用ページ内の「職務上請求書の留意点」のページに掲載されています。

適正に使用するための3つの原則や正しい記載方法の例示などを確認しましょう。

《3つの原則》

- ①書類作成業務を行うために必要であること
- ②本人からの直接依頼があり、かつ本人確認を行ったうえで受任したものであること
- ③請求の内容及び提出先が適正であること

職務上請求書の留意点





デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第19回 GビズIDとJCIPで委任関係の構築

前回の「GビズID」では、マイナンバーカードを利用した法人・個人事業主向けの認証システムであることをご紹介しました。

今回は、GビズIDを利用した建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下JCIP）を使って、申請に当たっての委任関係を構築する作業について、ご紹介したいと思います。

本作業は、2つのシステムとパソコン・スマートフォン・マイナンバーカードを使う複雑な作業になります。顧客にマニュアルをお渡ししただけでは、理解いただけません。そこで、顧客を訪問し、説明をしながら作業を進めました。

作業のおおよその流れ

1. 顧客（委任者）、行政書士（受任者）ともにGビズIDプライムアカウントを取得する
2. GビズIDシステムで委任手続きを行う
3. JCIPを使用して委任状作成と、承認を行う

GビズIDで認証された個人事業主が、GビズID上で委任関係を結び、さらにJCIP上で、委任状をやりとりする仕組みです。委任作業が重複しているように思われますが、GビズIDシステムが、プラットフォーム的な役割を果たしているため、JCIPで個別委任契約を結ぶように作られています。

Gビズプライムアカウントを取得する

顧客のGビズIDプライムアカウント取得作業をサポートしました。アカウント取得は、オンラインから可能です。パソコン、スマートフォン、マイナンバーカードを必要とします。手順は

1. GビズIDアプリをスマートフォンにインストール
2. パソコンでGビズIDサイトに必要事項を入力
3. スマートフォンでマイナンバーカードを読み込
4. パソコンでパスワードを設定して完了

以上で、プライムアカウントが取得できます。作業時間は、凡そ15分程度です。

今回は、顧客のアカウント取得作業をサポートしました。が、2段階認証に慣れていなかったこと、マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号等が手元にあったことで、スムーズに進みました。

GビズIDで委任関係を構築する

ここからは、パソコンでの作業になります。顧客は取得したアカウントでGビズIDにログインし、行政書士（アカウント）に対し委任手続きを行います。

顧客の委任依頼は、メールが来るのでわかりません。メールが来たら、行政書士も、GビズIDにログインし、委任を受任します。

JCIPで委任状作成と承認を行う

次に行政書士は、JCIPにログインし、先ほどの委任依頼に基づき委任状を作成します。行政書士証票をファイル化（PDFでもjpegでも）しておき、委任状に添付します。委任状を完成させるとメールが顧客に発信されます。顧客は、JCIPにログインし委任状を承認します。

委任関係を構築する作業は以上です。顧客に説明しながら作業を行いました。2時間程の時間を要しました。紙ベースの依頼書をお願いすることと比べようありませんが、オンライン申請が今後とも増えることを考えれば、オンライン申請に強くなることは、大きな強みになると思います。

留意点

1. 両システムとも更新が度々あり、官公庁サイトであっても、掲載情報が古い場合があります。最新情報を得て作業を進める必要があります。
2. 作業が終わる度に、メールが自動発信されます。メールベースで作業を進めると、1日から数日が必要になります。

以上、誌面での概要説明のため伝わり難い部分が多いかと思えます。子細は、研修会を検討しています。その折には、ご参加いただければと思います。

（デジタルシフト推進委員会 室賀芳明）

支部だより

【小山】

ボーリング大会&新年会



2月2日（金）午後4時より、小山ゴールドレーンにて、ボーリング大会が行われました。コロナ禍以前は毎年小山支部では恒例行事でしたが、4年ぶりの開催となりました。参加人数は9人と少数でしたが、大変盛り上がりしました。

結果は去年の12月に入会しました蘇原会員がみごと優勝されました。

また、18時30分からは遊膳やにて新年会が行われました。新年会からの参加者も多く、総勢18人が参加されました。新しい会員もおりましたが、地元の繋がりやこれまでの仕事の繋がり等もあり、すぐに馴染んで楽しい時間を過ごされていました。

今後も会員間のつながりを深めるよう支部として活動していきたいと思っております。



（支局長 野村泰紀）

【那須】

那須支部無料相談会

3月16日（土）午前10時から午後3時まで、西那須野公民館にて「行政書士無料相談会」を開催しました。新たに那須支部の会員になった方を含めて会員11名が協力して対応しました。

今回も、大田原市・那須塩原市・那須町の広報に広告を掲載して事前予約制をとり、9件の予約に対して、全ての方が相談にいらっしゃいました。

相談内容は、土地に関する相談もありましたが、殆どが遺言・相続に関することで、高齢の方々の将来への不安に対して、適切なアドバイス等を行うことができたと思います。

相談者の中には、担当した会員と趣味が合うということで、趣味の話で盛り上がったりして「来て良かった」と大変喜んでおられる方もいました。



今年度最後の無料相談会でしたが、会員同士の交流にもなるので、今後も積極的に参加して頂ければと思います。

（支局長 加藤宏一）

【栃木】

栃木支部研修会について

3月22日（金）午後3時より栃木市市民交流センターにおいて、栃木支部主催の研修会が開催されました。「相続業務の実務」ということで、司法書士でもある高橋宏治会員が講師を務め、14名の出席がありました。

近時の法律改正（相続登記の義務化、財産管理人制度、国庫帰属制度）から、相続業務のあれこれまで、幅広い研修内容でした。

近年、土地の相続については相続人の全員が放棄をしたい等、土地の相続には困っているという相談が多くなってきているように感じます。そういった意味では今回の研修は大変参考になる研修であったと思います。

私たちの生活の多様化により、相続もまた多様化している今日、相続業務への取り組みの幅を広げ、質を高めるヒントがたくさん詰まった研修会であったと思います。

（支局長 田中順子）



栃木県行政書士会カレンダー（5月）

日	予 定	時 間	主 催
1	水 市民相談会（於：足利市役所 1 階市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
8	水 T I A（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
	申請取次新規受付	13:30～16:00	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00～16:00	足利支部
9	木 登録説明会	10:00～11:00	総務部
	総務部会	11:30～	総務部
10	金 広報部会	13:30～	広報部
14	火 推薦委員会	13:00～13:30	
	正副会長と総務部の合同会議	13:30～15:00	
	議長団との打ち合わせ	15:00～	
15	水 K I F A（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
	国際業務研修会（入管業務に必要な基礎知識：在留資格「経営・管理」の実務）	13:30～	国際部
	行政書士専門相談（於：小山市役所新庁舎 2 階相談室） （予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
16	木 封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
17	金 令和 6 年度定期総会（於：ホテルニューイタヤ）	14:00～15:45	
	行政書士無料相談（於：栃木市役所本庁舎 2 階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
21	火 貨物自動車運送事業研修会（全 3 回）第 2 回	13:30～16:00	運輸交通風営部
22	水 登録説明会	10:00～11:00	総務部
	行政書士専門相談（於：小山市役所新庁舎 2 階相談室） （予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ：野木町社会福祉協議会 0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
	行政書士無料相談（於：壬生町役場 1 階 1 0 3 会議室） （予約問い合わせ：壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
23	木 会社設立 基礎研修会	13:30～16:00	中小企業支援部
	行政書士専門相談 （於：下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ：080-8720-9587）	10:00～12:00	小山支部
28	火 土地利用入門研修会	13:30～15:30	土地利用開発部
30	木 職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部

各種申請様式について（ご案内）

当会会員専用ページの「各種申請様式」から、下記の説明と書式がダウンロードできます。

- ・補助者に関する申請（設置、廃止等）
- ・申請取次行政書士の申出
- ・職務上請求書の購入
- ・証明書等の交付（会員証明書、職印証明書等）
- ・行政書士登録の変更申請（住所、事務所等）
- ・会員証等の再交付（会員証、行政書士証票等）
- ・行政書士登録の抹消・廃業
- ・ホームページ・会員名簿掲載 取扱業務申込書



業務関連情報

詳細は、当会会員専用HPの“業務情報”でご確認ください。

タイトルおよび掲載資料、リンク先等	発信元
申請取次者の交付予約システム運用開始について ・申請取次者の交付予約システム運用開始について	東京出入国 在留管理局
令和6年地価公示結果について ・[栃木県HP]「地価公示結果」	栃木県 総合政策部 地域振興課
医療法人の事業報告書等の届出及び経営情報等の報告の徹底について ・【日行連発第 1587 号】医療法人の事業報告書等の届出及び経営情報等の報告の徹底について ・厚労省文書 令和6年3月1日付 各都道府県衛生所管部宛事務連絡 ・厚労省文書 令和6年1月4日付 各都道府県衛生所管部宛事務連絡	日行連
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正に伴う事業者による合理的配慮の提供義務化について ・【日行連発第 1658 号】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正に伴う事業者による合理的配慮の提供義務化について ・[内閣府HP]障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト	日行連
「軽自動車の自動車検査証の電子化に関する情報」及び各帳票に表示する「二次元コード仕様書」の資料の更新について ・【日行連発第 1665 号】「軽自動車の自動車検査証の電子化に関する情報」及び各帳票に表示する「二次元コード仕様書」の資料の更新について	日行連
種苗法等の一部改正の施行について ・官報（抜粋） ・種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要（令和6年3月） ・種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示の概要	日行連
監理技術者制度運用マニュアルの一部改正及び正誤表について ・【日行連発第 11 号】監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について ・国土交通省事務連絡 ・国不建技第 290 号 ・マニュアルの改正概要	日行連
企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について ・【日行連発第 12 号】企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について ・国土交通省事務連絡 ・国不建技第 291 号	日行連
家系図作成業者等からの業務提携依頼について（注意喚起） 観賞用又は記念用の家系図作成は、行政書士業務に該当しません（職務上請求書は使えません）が、業務と誤認している会員がいる可能性があるため、ここに掲載します。	日行連



氏 名 高橋 実
事務所名称 行政書士高橋実事務所
所 在 地 栃木市箱森町17-59
入 会 日 令和3年9月1日

Q. 行政書士になったきっかけを教えてください

前職は、ITサービスを提供する会社で、若い頃はエンジニアとして、製品の品質保証、回路設計、製造技術を経験して、25年前に現在の業務につながる、調達業務として契約・コンプライアンス業務に携わるようになり、2年前に42年のサラリーマン生活を経て定年を迎えました。

行政書士になろうとしたきっかけは、現在、35歳になる長男が大学の法学部に入学した時（17年前）に、長男からもらった判例6法で、今でも大切に本棚に保管してあります。私も定年後に法律に関係する仕事をおして、社会に役に立ちたいと考え、行政書士受験を始めました。行政書士の資格そのものが、長男からもらった大切な宝物です。

Q. どのような業務をされていますか？

開業から2年間で、相続・遺言業務、電気工事登録、古物商許可申請、土地利用（農地法の手続）、離婚協議書の公正証書化のサポート、建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録サポート、飲食店営業許可申請書を受任してきました。

依頼のあった業務は経験がなくても、行政書士の先輩にアドバイスをいただきながら、自ら手順を調査確認して対応してきました。

また、担当していない業務であったとしても、行政書士会の研修を受講して役に立てています。

Q. これから、やっていきたい業務はどんな業務ですか？

20年以上前から、犬好きで先代のゴールデンレトリバー、保護犬のダックスフンド、現在はジャックラッセルテリアを愛犬として癒やされています。行政書士として契約をおして、犬、ネコ等のペットに関わる、ペット信託の業務をやりたいと思っています。

Q. 休日はどのように過ごされていますか？

3年前に自宅を新築した際に、庭に花壇を作り花と野菜を栽培しています。

また、愛犬を連れて、公園や佐野や軽井沢のアウトレットにショッピングに行くのが年中行事になっています。

**Q. 趣味はありますか？**

2人の息子（現在、長男35歳、二男33歳）が小学生の時、サッカーをやっていたので、私は最初、一保護者として練習を見学していましたが、指導者が少なかったため、いつのまにか、サッカーの指導者と審判員の資格を取り、コーチ、監督となっていました。子供たちが卒業した後も、少年サッカーチームの代表・顧問として残り、現在でも、1年に一度栃木市サッカー協会主催の中学生のサッカー大会の審判員を担当しています。サッカーとの関わりも、息子たちにももらった大切な宝物ですのでやめることができず、20年以上も続けています。

幅広い知識、経験をお持ちの高橋会員、今回の取材も快く親切にご対応くださいました。

このようなところがお客様の信頼獲得に繋がっているのだと感じました。

（支局長 田中順子）



ようやく暖かくなってきた3月30日（土）、とちおとめホール（生涯学習館（真岡市さくら1丁目15番地1））駐車場で開催された「Night Blossom 2024」を散策してきました。



Nightということなのですが、お昼から開催されています。春の陽気を感じる午後にたくさんの方が参加されました。

このみや商工会青年部主催ということで、私も真岡商工会議所青年部で、こうしたイベントに関わったことを思い出しながらイベントを楽しみました。

私が会場に着いた時間帯は、ステージで大人向けの音楽が演奏され、みなさん、フードコートで買った食事とともに音楽を堪能されていました。



ステージのバックの文字は、上三川高校書道部によるものなんです。

このイベントは、地理的に二宮地区はじめ、真岡市内、筑西市、上三川町などから足を運ばれる方が多いとのことでした。

ステージの他には、フードコート、お子さんが楽しめるワークショップがあり、親子で楽しめるイベントになっていました。

もともと、私は自分の運転で、一人に来ていたので、ビールもダメなら、ワークショップというわけにも行かなかったんですけどね。

グーグルさんによれば、最寄り駅の久下田駅からは徒歩20分とのことですから、この日のよう

な陽気の日は真岡鐵道で来るのも良かったかも知れません。タイミングが合えば、SLに乗る、なんてこともできますね。

演奏の合間に、フードコートのお店の紹介がありました。



案内を聞きながら、家にいる家族にLINEで注文を取り、フードコートで買い物を堪能させていただきました。



桜はまだこれからという感じでしたが、夜のステージが桜の開花と春を引き寄せてくれそうです。

来年は家族で・・・できれば奥さんの運転でおじゃましたいと思いました。

生涯学習館とちおとめホールでは、ボール遊びや、バドミントン、卓球など約10種類の軽スポーツや、鬼ごっこ、ダンスなどで、中学生までの子どもたちが、ホールの中で自由に遊ぶことができるとのこと。

イベントが無い時期でも、桜が咲く頃には、親子で足を運んでみても楽しそうですね。

私はもういい歳なので、スポーツよりは、桜と酒を合わせたいところですが・・・中性脂肪と内臓脂肪がスポーツをしろと言っています。

(支局長 柳 知明)

研修
詳細**国際業務研修会（入管業務に必要な基礎知識：在留資格「経営・管理」の実務）**

国際部 主催

- 開催日時 令和6年5月15日（水）13：30～
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 在留資格「経営・管理」の実務 講師：行政書士 風間 洋
※入会1～3年の方向けの内容を予定しています。
- 対象者 会員（補助者は不可）
- 定員 24名（先着。受講者証を送信します。）
- 受講料 500円
- 申込方法 FAXまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
- 申込締切 5月9日（木）

※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が掲載されている法令集を必ずご持参ください。

研修
詳細**貨物自動車運送事業研修会（全3回） 第2回**

運輸交通風営部 主催

- 開催日時 令和6年5月21日（火）13：30～16：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 行政書士とその他の運送事業
- 講師 行政書士 齋藤 貴史
- 対象者 会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員1名もしくは補助者1名でお願いします。）
- 定員 15名 ※受講者証を送付します。
- 受講料 500円
- 申込方法 FAXまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
- 申込締切 5月14日（火）

研修
詳細**土地利用入門研修会**

土地利用開発部 主催

- 開催日時 令和6年5月28日（火）13：30～15：30
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 研修内容 行政書士の主要業務である土地利用業務全般について学ぶ初級者向けの研修会です。具体的な依頼内容をいくつか想定しながら、学びます。
- 講師 行政書士 佐藤栄一
- 対象者 会員、補助者（一事務所 会員1名もしくは補助者1名）
- 定員 24名 ※受講者証を送付します。
- 受講料 500円
- 申込方法 FAXまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
- 申込締切 5月20日（月）



会社設立 基礎研修会

中小企業支援部主催

会社設立の基礎に関する研修会です。入会1、2年の方向けの内容を予定しています。
昨年度に実施した内容と同じものになります。

- 開催日時 令和6年5月23日(木) 13:30~16:00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階からZoomによる配信
- 研修内容 会社設立の基礎について
- 講師 行政書士 金田 修治
- 資料 申込者には、後日ダウンロード方法をFAXまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
- 対象者 会員
- 受講料 無料
- 定員 会場受講者 15名 Zoom受講者 80名 (基本先着)
- 申込方法 会場受講
FAXまたはメール(本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp)。
受講者証を送信します。
Zoom受講
栃木県行政書士会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「会社
設立基礎研修会申込について」からお申込み下さい。
- 申込締切 5月14日(火)

募 集

研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。(FAX: 028-635-1410)

研 修 名		受講料	申込 〆切	申込	
				会員	補助者
5/15	国際業務研修会	500円	5/9		
5/21	貨物自動車運送事業研修会(全3回) 第2回	500円	5/14		
5/28	土地利用入門研修会	500円	5/20		
5/23	会社設立 基礎研修会	無 料	5/14		

Zoom受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

財務経理部から会費振替のお知らせ

4月は会費納入月です。

口座振替の方は残高不足にご注意ください。

振替日は次のとおりです。

T-NET経由会員 4月30日(火) (注)

経由しない会員 4月25日(木)

(注) 27日が土曜日、29日が祝日のため翌営業日の
30日が振替日です。お気を付けてください。



建設業

経営状況分析は、ネットコアの電子申請で！

- ・申請書類を出しに行く時間が惜しい
- ・期日があるため急ぎ結果通知書が欲しい
- ・郵便物が悪天候に影響されないか心配…
- ・ポスト配達だとGWや夏季・冬季などの長期休暇時に心配…

郵送で気になる事、ありますよね！



そんな時には **電子申請** がおすすめ！

申請書類一式 → マイページでアップロード
分析手数料振込 → ネットバンキング利用



PCの前で、申請から
結果受取りまで完了します！



結果通知書ダウンロード
を利用すれば、いつでも自分の
タイミングで受け取れます！

電子申請利用には
事前申し込みが必要です。
お気軽にお問い合わせください。

Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

ネットコア 経営状況分析



栃木県行政書士会員の動き

【入 会】

(令和6年3月31日現在)

支 部・氏 名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事 務 所 名		電 話	備 考
			所 在 地			
 宇都宮 柏木 宏明	H31. 1. 15	321-0912	サンライト行政書士事務所		03-4500-1920	東京会 より 転入
	R6. 3. 1		宇都宮市石井町 1349-10			
 小 山 本橋 芳男	R6. 3. 1	323-0806	本橋行政書士事務所		0285-23-6471	
			小山市大字中久喜 390-3			
 那 須 今泉 睦男	R6. 3. 1	325-0052	今泉行政書士法務事務所		090-3474-0762	
			那須塩原市中央町 6-14			
 宇都宮 根津 宏毅	R6. 3. 1	321-3226	宇都宮ゆいの杜 行政書士根津事務所		070-9075-3963	
			宇都宮市ゆいの杜 5-17-8			

行政書士とちぎ3月号にて、慶野光雄会員の氏名に誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。【誤】慶野光男【正】慶野光雄

【退 会】高木新治会員のご冥福をお祈りいたします。

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
佐 野	高木 新治	R5. 11. 19	死 亡	佐 野	二連木謙二	R6. 3. 31	廃 業
那 須	磯 恵子	R6. 3. 13	廃 業	栃 木	古澤 悦夫	R6. 3. 31	廃 業
宇都宮	渡邊愛治郎	R6. 3. 29	廃 業	芳 賀	黒須 好次	R6. 3. 31	廃 業
佐 野	石田 稔	R6. 3. 29	廃 業	那 須	人見 潤	R6. 3. 31	廃 業
宇都宮	梶内 隆幸	R6. 3. 31	廃 業	日 光	今井 康雄	R6. 3. 31	廃 業

【変 更】

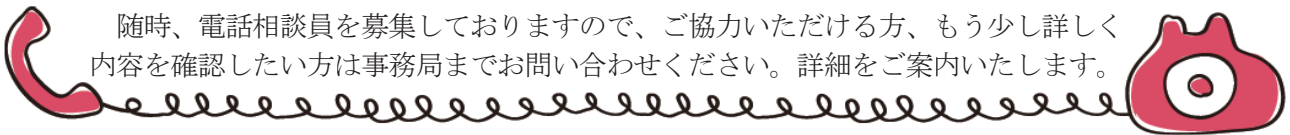
支 部	氏 名	変更事項	変 更 内 容
小 山	平澤 文夫	電話番号	0280-23-1382

行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」☎028-638-0919(まるくいく)を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員(行政書士)にお伝えし、その後、相談者様から相談員の事務所または携帯電話へ電話をしていただきご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。



編 集 後 記	本誌の紙面を飾る表紙が数年ぶりにリニューアルされました。	行政書士とちぎ 4月号 No.568
	会報の充実は当然のことですが、編集担当者としては、表紙の文字や写真にも季節感やストーリー性が加味され、親しまれる紙面づくりに奮闘している姿を読み取っていただけたら幸いです。 (広報部 村上和雄)	
	発行人 栃木県行政書士会 会長 安野光宣 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電 話 028-635-1411 (代) F A X 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ https://gt9.or.jp/ 編 集 広報部 印刷所 有限会社 高久印刷	



サビちゃん 女の子 ミックス 4才
寂しがりやで甘えん坊、
誰もいないと探しに行きます。



これからも元気で楽しく過ごしてね。
お仕事してるときは、いたずらしないでね。



カニカマが大好物 ご飯に乗ってると、
真っ先に食べます(笑)
好きなことは、日のあたる場所でのお昼寝、
羽のついたおもちゃで遊ぶこと

うちの子
宇都宮支部
H・M会員



↑
後ろ足で立ち上がって、おねだりポーズ
お腹がすくと、「ごは〜ん」と鳴きます。